

『就実論叢』第49号 抜刷

就実大学・就実短期大学 2020年2月29日 発行

副教材における写真を用いた「薬害」の表象

**Representation of “Drug-Induced Sufferings” through Photos
in Supplementary Materials**

中 塚 朋 子

副教材における写真を用いた「薬害」の表象

Representation of “Drug-Induced Sufferings” through Photos in Supplementary Materials

中塚 朋子 (総合歴史学科)

NAKATSUKA Tomoko

キーワード：薬害，薬害教育，副教材，写真，相互行為，医療社会学

1. 本研究の目的と方法

スモン，サリドマイド，HIV 感染，C 型肝炎など，過去のさまざまな薬害事件の反省を踏まえて，「薬害」について学ぶ機会を広く提供する取り組みが進められている。そうした活動を，「薬害教育」と呼ぶ。

薬害教育を推進するための方策として，薬害について学ぶための副教材『薬害を学ぼう—どうすれば防げるのか？ なぜ起こったのか？』（小冊子）が制作された（図 1，図 2，図 3，図 4，図 5）。対象は中学校 3 年生で，2011（平成 23）年度から全国の中学校に毎年配布されている。

本稿では，薬害を学ぶための副教材の制作過程を取り上げ，関係者（とりわけ薬害被害者¹⁾）がどのように「薬害」を表象し，教育現場で教材の活用を期待しているのかを明らかにする。

調査の方法は，公開されている検討会の資料や議事録から，教材の構成やデザインに関する討議の内容を検討し，薬害教育の副教材が提示する「薬害」の表象（イメージ）を読み解く。



図 1 『薬害を学ぼう』表紙

なぜ薬害は起こったのだろう？

やくがい

これまで数々の薬害が繰り返されてきました。なぜ薬害が起こったのでしょうか。代表的な薬害を詳しく見ながらその原因を考えてみましょう。

キノホルム製剤によるスモンの発生

■「キノホルム」は、1900年頃にスイスで医薬品として販売された薬で、日本では製薬会社として使われるようになり、1960年代、キノホルムの入った錠剤を飲んだ人に、全身のしびれ、痛み、視力障害などが起こりました。当初は伝染病が疑われ、原因究明が遅れたため、1万人を超える人が被害にあつたとわれています。

■当時、世界各国でキノホルムの危険性に関する警告がなされていましたが、製薬会社は「安全な錠剤」として販売し、医師はそれを疑うことなく患者に処方し、自ら安全性の審査が十分になされず、消費者の被害を拡大してしまつたのです。

■これをきっかけに、薬の安全性を確保するための法律改正や薬の副作用で被害を受けた人を救済する制度の創設がなされました。スモンは、社会の仕組みに影響を与え、国や製薬会社、医療従事者といった関係者に様々な教訓をもたらした薬害です。

サリドマイドによる胎児の障害

■「サリドマイド」は1960年頃に腫瘍薬や解熱薬として販売された薬です。はじめは西ドイツで販売され、日本でも妊婦や小児が安心して飲める安全無痛な薬、キネックスプレーズに販売されました。

■ところが、この薬を妊娠初期に服用した母親から、手や足、耳(聴力)、内臓などに障害のある子どもが次々と誕生したのです。これに気づいた西ドイツの医師がサリドマイドの危険性を警告し、欧州各地ですぐに薬の販売中止と回収が行われました。しかし、日本で薬の販売中止が発せられたのは警告後10ヶ月も経った後となり、被害が拡大したのです。

■これをきっかけに、薬の副作用が胎児に及ぶ場合など広く知られ、胎児への影響の確認(胎動実録)が義務づけられました。また、副作用の発生を監視する制度が作られるなど、薬の安全性の確認がより注意深くされるようになりました。

学習のポイント

① 国、製薬会社、医療従事者は何をすべきだったのか考えてみよう。

② どのような制度ができたのか調べてみよう。

どうすれば薬害が起こらない社会になるのだろう？

これまで数々の薬害について見てきました。どうやら薬害は、下図に示された社会の仕組みがうまく働いていくかどうかと関係があるようです。そして薬を使う私たち各自がそれぞれどのような役割を果たせばよいのか考えてみましょう。

関係者には、それぞれどのような役割があるのだろう？

社会的仕組みが上手に働くためには？

① 薬の製造や販売の承認を申請する

② 薬の安全性などをチェックし、販売を認める(承認)

③ 薬の開発・製造

④ 薬の開発・製造

⑤ 薬の処方

⑥ 薬の処方

⑦ 薬の使用

⑧ 薬の使用

学習のポイント

① 次々文章中の「？」に入るものは何かを考えながら、図に示す私たちの社会の仕組みがどのように働けばよいのか説明してみましょう。

② 社会の仕組みがうまく働いて薬害の発生を防ぐためには、図中のA・B・C・Dがお互いに「？」を共有し、それぞれの役割を果たすために活用する。

もっと詳しい役割を見てみよう！

国 / PMDA

■薬の安全性・有効性を、製薬会社の行動などをチェックする役割

- 薬の安全性などをチェックするための基準を作成する
- 薬の承認を取り消す、薬の回収命令など製薬会社に指示を出す役割

国民(消費者)

■消費者としての主体的に関わる役割

- 「薬の処方薬に安心を待つ」
- 「副作用の有無、製薬会社、医療機関」の役割や行動をチェックするなど

製薬会社

■薬の試験などを通して、安全な薬を開発・製造する役割

- 薬の開発を始めた後も情報を集め、適切な対応をする役割
- 「副作用があった」薬の販売中止・回収
- 「副作用があった」薬の回収命令など

医療従事者(医療機関) / 薬局

■薬を正しく処方する役割、薬の情報を正しく説明する役割

- 「副作用の有無」などの情報を医師や薬局に報告する役割

製薬会社/国/国民/医療機関/薬局

図4 『薬害を学ぼう』 5ページ・6ページ
 (③薬害発生過程を学ぶ ④薬害が起こらない社会の仕組みを考える)

薬害が起こらない社会を目指して 私たちにできること。

これまで見てきたように、過去には多くの悲惨な被害が起きてきました。私たちは、このような被害に学び、二度と薬害が起こらない社会を目指す必要があります。そのため何が必要なのか、私たちができることは何なのか、みんなで考えてみてください。

学習のポイント

薬害の起こらない社会にするために、どうすればいいかの3点から考えてみよう。

- 薬の安全性などの情報を共有し、関係者がそれぞれの役割を果たすためには具体的などのようなことをすればよいのか。
- 私たちが消費者の立場から、薬に関する情報を得たり、薬を使用して問題があった場合にどのような情報を発信すればよいのか。
- 今の社会の仕組みで改善する点はないか。どのような点を改善すればよいのか。

「健康被害救済制度」について

薬による健康被害を受けた人たを救済するために、「医薬品副作用被害救済制度」などの公的な救済制度があります。これは、サリドマイドやスモンを安売としてつづられたもので、このサイトでは、薬の副作用情報も見ることができます。

Fmda 医薬品医療機器総合機構

詳しくはコチラ <http://www.pmda.go.jp/>

関連サイト

- 厚生労働省(本テキストの参考資料) <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/index.html>
厚生労働省の本テキストに関するサイトです。より詳しい情報を見ることができます。
- 全国の適正使用協議会 <http://www.rsd-ar.or.jp/>
薬が処方されたポイントで一般消費者におむやく相談しているサイトです。
「すりのしおり」<http://www.rsd-ar.or.jp/html/indes.html>では、現在使われている約14,000種類の薬の詳しい情報を見ることができます。
- 全国薬害被害者団体連絡協議会 <http://nempg.jp/infoty.com/jkr/yakugai/>
主な薬害被害者団体が加盟している協議会のサイトです。各被害者団体のサイトにリンクしています。
- 学校保健ポータルサイト <http://www.gakkohoken.jp/>
「創日本学校保健会」が運営する子どもたちの健康に関する情報を集めたサイトです。
「薬の正しい使い方(中学生用)」<http://www.gakkohoken.jp/kuwa/00201019/>では薬に関する様々な情報が閲覧可能なテキストをダウンロードできます。

【免】厚生労働省
〒100-8916 東京都千代田区豊1-2-2
☎03-5253-1111 ☒ <http://www.mhlw.go.jp>

図5 『薬害を学ぼう』 7ページ (まとめと関連情報)

2. 薬害教育の位置づけと副教材の対象

2-1. 薬害教育の推進と制度化の背景

本稿で検討する副教材は、厚生労働省医薬品局が設置する「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」（以下、「薬害教育検討会」）によって制作された。薬害教育検討会は、薬害肝炎事件を契機にして設けられた薬害再発防止のための検討委員会（「薬害肝炎検証・検討委員会」）²⁾ が公表した最終報告書「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」において掲げられた課題に取り組んでいる³⁾。

薬害教育検討会は、2010（平成22）年7月に発足してから、2019（平成31）年3月末時点で18回の会議が開催されている。検討会は、健康教育を専門とする小児科医師が座長となり、薬害被害の当事者や支援者、指導的立場にある薬剤師や薬学者、社会科教育や健康教育の研究者、消費者団体関係者などにより構成されている。厚生労働省の医薬品被害対策室の運営のもと、厚生労働省と文部科学省の関連部署の担当者が出席する合同会議である⁴⁾。検討会では、薬害をどのように定義し認識するべきか議論しつつ、薬害や医薬品についての教育のあり方や、薬害研究資料館の設立に向けた話し合いが重ねられている（中塚 2016）。

また、薬害被害者による教育・啓発活動の取り組みとしては、度重なる薬害事件を背景に、薬害の根絶や再発防止の実現に向けて、関連団体による行政に対する働きかけがあげられる。「全国薬害被害者団体連絡協議会」（以下、「薬被連」）は、毎年、厚生労働省と文部科学省に要望書を提出している。文部科学省に提出する要望書では、「公教育（小・中・高）」「高等（専門）教育」「生涯学習」における薬害教育の重要性を訴えてきた⁵⁾（全国薬害被害者団体連絡協議会編 2000）。こうした運動の結果、2009（平成21）年12月に公表された高等学校学習指導要領解説の公民編（「現代社会」「政治・経済」）⁶⁾ においてはじめて「薬害問題」が学習内容として明記された。

2-2. 薬害教育の実施の経緯と課題

学習指導要領で「薬害問題」を扱うことが記されているのは、高等学校学習指導要領解説の公民編のみである⁷⁾。では、なぜ、中学校3年生を対象に、薬害教育の副教材を制作・配布しているのか。先行研究において、薬害教育の副教材が義務教育の最終年次である中学校3年生に向けて（とくに「社会科（公民的分野）」における活用を期待して）制作・配布されるようになった経緯を、筆者は明らかにしている（中塚 2016）。

薬害教育検討会において、文部科学省は薬害や医薬品と関連のある科目として、中学校では「社会科（公民的分野）」と「保健体育」、高等学校では「現代社会」「政治・経済」（公民的分野）と「保健体育」をあげていた（第1回検討会 議事録）。社会科系科目では「薬害を防ぐ社会のあり方」という観点であるのに対して、保健体育では「医薬品の適正使用」という観点から薬害が取り扱われる⁸⁾。そこで、社会科と保健体育の2本柱で学ぶことができるという意見も出た（第1回検討会 議事録）。だが、保健体育は、高等学校が「個人及び社会生活」

の視点を重視しているのに対して、中学校は「個人生活」の視点に比重をおいているという指摘があった（第2回検討会 議事録）。そのため、保健体育より社会科系科目のほうが、社会の仕組みやあり方、関わり方を通して薬害についての理解を深めるのに適しているとされた。学習指導要領に即せば高等学校の公民分野と関連づけるのが望ましい。しかし、義務教育課程で学修するためには、中学校3年の社会科（公民的分野）での副教材の活用が適切であるという結論に至った（第1回～第5回検討会 議事録⁹⁾。

3. 写真〈で〉伝える薬害のイメージ

3-1. 小冊子の構成とデザイン

副教材『薬害を学ぼう』（改訂版）は、中綴じのA4サイズ、表紙を含めた8ページの小冊子として構成されている。

表紙の下部に、教材に関する説明が記載されている（図1）。

※この教材は「薬害を知り、被害にあった方々の声を聴き、薬害発生のプロセスを学び、薬害が起らない社会の仕組みを考える」ために作られています。

（『薬害を学ぼう』表紙）

この一文は、小冊子の構成を示している。つまり、①薬害の歴史を知る→②被害者の声を聴く→③薬害発生の過程を学ぶ→④薬害が起らない社会の仕組みを考える、という副教材の学習内容とその順序を表している（学習内容ごとに「学習のポイント」を複数設け、薬害について段階的に理解を深める仕掛けとなっている）。

薬害教育検討会の議事録を読むと、小冊子の構成やデザインの決定過程が明らかになる。草案では、現在配布されているものとはだいぶ異なる構成やデザインであった。

教師が参照して指導に使うものとするれば、こういう情報量になろうかと思いますが、私たちが考えたら、中学生が見るとすれば、これは詰まり過ぎです。もっとすかすか感がなければいけないから、教師もそれを読んで、そこからある程度情報を収集する資料とするのか、中学生と分けられないのかというのは論点なので、勝手に両方の機能を盛り込んだものをデザインされても困る。

（第5回検討会 議事録：花井十伍委員）

上記のように、教材制作会社に対して、草案の段階では、中学生には情報量が過多であり、生徒向けの資料と教師向けの資料の両方の機能が混在していると指摘する場面もあった¹⁰⁾。検討を重ね、全体や細部を修正し、学習内容や情報量、文字や画像の配置などが決定された。「被害に対する思いは少しでも活字に載せたい」、けれども「文字が多すぎても中学生に読ん

でもらえない」のが課題であった。そのため、文章を減らし、写真やイラストを多用した「ポップなビジュアル」になるよう、教材制作会社に編集を依頼している（第5回検討会 議事録）。

「①薬害の歴史を知る」ページ（図2）では、年表を視覚的にわかりやすい表現へと変更し、「④薬害が起こらない社会の仕組みを考える」ページ（図4）では、医薬品の流通に関わる関係者（製薬会社、国/PMDA¹¹⁾、医療従事者/薬局、消費者としての国民）の役割や行動規範、相互作用の仕組みを表す図解の練り直しがされている。このように、試作と検討を繰り返しながら、小冊子はおよそ半年の期間をかけて制作された。

副教材『薬害を学ぼう』では、「表紙」（図1）のほか、「②被害者の声を聴く」ページ（図3）や「③薬害発生の過程を学ぶ」ページ（図4）に、薬害被害者から提供された個人写真が使用されている。以下、本稿では、検討会における討議の内容から写真と薬害のイメージについて考察を行う。

3-2. 薬害被害者の声と顔写真の掲載

まず、薬害被害者の声と顔写真の掲載についての議論を検討する。

「被害者の声を聴く」ページでは、スモン、サリドマイド、HIV、C型肝炎、MMR ワクチン、クロイツフェルト・ヤコブ病の被害者やその家族である6名の当事者が、薬害経験や薬害と社会に対する思いを綴っている。導入文では、薬害をより深く知るために、耳を傾け、被害者の声を聴くことによりどのような思いを抱くか、学習者に問いかけている。語られる薬害経験は、個々の健康被害にとどまらず、生活上の困難や制限、差別や偏見による影響に及んでいる。さらに、それらの語りは、薬害発生の原因や構造など、社会的側面への傾注を促す内容となっている。

これら当事者の声の記述には、執筆者である薬害被害者や家族の顔写真が添えられている。執筆者が本人のケースでは、乳幼児期に撮影された写真（サリドマイド被害者）や、成人になってからの写真（スモン被害者、HIV被害者、C型肝炎被害者）が掲載されている。執筆者が家族のケースは、薬害被害者である子ども本人の写真（MMR ワクチンによる被害者）と、家族本人の写真（クロイツフェルト・ヤコブ病の被害者の夫）となっている。

薬害教育検討会では、薬害当事者や家族の写真の小冊子に掲載することの是非や教育的効果についても議論されている。そのなかで注目するのは、検討会の委員たちと教材制作会社の担当者のあいだで、薬害被害者が提供する予定の写真について抱く印象（イメージ）が異なっていることが顕在化した場面である。

見せ方についてなのですけれども、ポップというお話もあったのですけれども、そのポップのイメージがわからないのです。私が子どものころに公害について授業を受けたときに、よく記憶はしていませんけれども、患者さんの写真とか悲惨な写真、ビジュアル化することですごくインパクトがあって、それで覚えたのです。原爆もそ

うなのです。ですから、おどしではないですけれども、事実を伝える、目に焼き付ける。そういうビジュアル的なもので訴えることも必要なのかなと思っているのです。そうなりますと、ポップとは合わなくなってきます。それでも、ポップの方がよろしいのでしょうか。

(第5回検討会 議事録：教材制作会社)

教材制作会社側は、公害や原爆について学んだ経験から、被害者が提供する写真を「悲惨な写真」として意味づけており、それが「ポップ」な表現と合わないのではないかと意見を述べている。

しかし、当事者委員側は、被害者が有志で提供する写真を「悲惨さを強調するような写真」として意味づけてはいなかった。

悲惨さを写真でという、確かにそのとおりなのですが、基本的にそういうビジュアルは今回はないですね。例えば被害者の写真で悲惨さを強調するような写真はないです。これはどうですか。私は特に必要ないかなという気がしていたのですが、先ほどおっしゃられたように、悲惨なインパクトのある写真を見ることによって、強烈な印象を受けるメリットと言っていいのかわかりませんが、そういうのもあるという意見が出ているのですが、そこはちょっと検討していただきたい。いいかなという気もします。

(第5回検討会 議事録：花井十伍委員)

「悲惨なインパクトのある写真を見ることによって、強烈な印象を受けるメリット」は認めつつも、そうしたインパクトは必要ないと当事者委員は意見を述べている。

別に、写真を見て、その写真が薬害を提示している必要はないのであって、それを語っている人はこの人だということの意味だと思うんですね。写真というのは。そういう意味であれば、それぞれの人の顔写真というか、一番お気に入りの写真がここにあればいいかなと思います。だから、なくてもいいという意見も、それはそれでいいですけれども、入れる意味はそうだと思うんですね。この人が語っているということだと思いますけれども。

(第6回検討会 議事録：花井十伍委員)

次の会議でも、写真そのものが薬害のイメージを提示する必要はなく、「語っている人」(執筆者)が「写真の人」(具体的な他者)であることを示すものとして機能することを強調し、それぞれが文章に合った「顔写真」や「一番お気に入りの写真」を用いればよいのではない

かという提案がなされている。

3-3. 考察

ここでは、写真〈で〉伝える薬害のイメージが争点になっている。薬害被害者が提供する個人写真を、どのような意図をもって副教材に使用するのかを検討会で相互に確認している。上記の当事者委員の主張からは、個人写真を薬害によってもたらされた「悲惨な写真」として提示する必要はないという姿勢が明らかになる。

4. 写真〈が〉伝える薬害のイメージ

4-1. 表紙デザインの改訂

次に、個人写真を用いた表紙デザインに関する議論をみていく。

初版の表紙は、現在配布されているものとは異なるデザインであった。初版は、『薬害って何だろう』という表題で、クエスチョン・マークのなかに薬害事件に関する新聞記事の画像が埋め込まれたデザインであった（図6：左）。ところが、2013（平成25）年度以降に配布されている改訂版では『薬害を学ぼう』に表題が変更され、複数の写真が配置されたデザインに刷新された（図6：右）。改訂版の表紙には、スモンやサリドマイドの被害者らの個人写真4枚と、厚生労働省の敷地に建立された薬害根絶のための「誓いの碑」の写真1枚が採用されている。



図6 表紙デザインの改訂（左：初版 右：改訂版）

4-2. 表紙デザインの変更の背景と理由

初版の発行後、なぜ表紙デザインが大幅に変更されたのか。検討会の議事録からその背景と理由が明らかになる。

表紙なんですけれども、何団体かで話し合いをしたんです。そうしたときに、また写真の話で恐縮なんですけど、これが山積みになってごみにならないためにどうしたらいいかという話なんですけれども、サリドマイドの30周年記念の表紙に載った写真が、プロのカメラマンが撮った、サリドマイドの男の子の写真なんですけど、それがサリドマイドの男の子だと一目で分かるし、かつ、写真として美しく、いいんじゃないのと。(中略)。マイナスな面、つまり、写真のインパクトで、逆にそれは差別的な逆効果になるんじゃないとか、そういう議論もしたんですけども、時代がたって、更にそういう表紙があるものを扱う教師の感じもあるし、その写真をいろいろなマイナスなこと、もしかしたら感想を言う生徒もいれば、それを契機に教育していただくということで、ここにサリドマイドの男の子の写真を全面的にフューチャーするデザインを提案をしたいんですけども。

(第6回検討会 議事録：花井十伍委員)

当初、表紙デザインには、プロの写真家が撮影した「サリドマイドの男の子の写真」を全面的に用いることが当事者委員から提案されていた。その写真は「サリドマイドの男の子だと一目で分かる」ものであり、「写真として美しく」、表紙デザインに適しているのではないかと、被害者団体のあいだで協議されていた。

一方で、写真を用いることで逆に差別が助長されるのではないかという懸念が、関係者のあいだで議論されたことが述べられている。しかし、たとえ生徒たちが写真に対して負の印象や感想を持ったとしても、それを契機に教師が適切に指導することを当事者委員は期待している。

以上のような話し合いを経て、「サリドマイドの男の子の写真」が表紙デザインに採用されることが決定したかのようにみえた。しかし、後日、検討会のメール会議において、「写真の与えるインパクトが逆に差別を助長するのではないか」という意見が再び出て、結局、初版の冊子では薬害に関する新聞記事をコラージュした表紙デザインが採用されることになった(第11回検討会 議事録)。

4-3. 薬害被害者団体からの意見書

ところが、翌年度、サリドマイド薬害被害者団体(公益財団法人いしずえ サリドマイド福祉センター)から、薬害被害者の写真を用いた表紙デザインを要望する意見書が提出された。

この「薬害って何だろう」の表紙について、サリドマイド被害者から意見書が出ていると思います。最終的にどうするかはともかくとして、これを作るときに最後に皆さんで表紙案等を選んだ経緯ですけれども、サリドマイド被害者の方を表紙にしてはという話で、サリドマイド被害者はこの中に2人出ているのですが、6ページの写真が前面的に出たらどうだろうかということが私たちのグループでも議論されて、それはやはりどうなのだろうというところで、こういう表紙に落ち着いていますけれども、改めて、いしずえからこのような意見が出ていることを踏まえて、これに答えるか、答えないかについて、非常に難しい論点はいくつかあることは承知しているのですが、そもそもそういう子ども、障害を持った方の写真が前面に出ることによって、それが差別を助長するという議論は、長い歴史の中でむしろそういう言い方自体がおかしいとか、本が何冊も書けるぐらいの論点が積み重ねられているところなので、単にこれを聞き置くといって退けると、今年も変えませんかということはちょっとこの検討会としては難しいのではないかと。つまりある程度いしずえに対して、サリドマイドの被害者に対しての思いもありますので、結論に至った論点について、検討会としてある程度整理しておくことがないと、この意見書をそのまま配って終わるといって、ちょっと難しいのではないかと。だから日程の時間的なこともあると思うので、ここから議論をするのは難しいかと思うのですが、何らかのリアクションをある程度して対応することが必要ではないかと思います。

(第11回検討会 議事録：花井十伍委員)

こうした訴えは、薬害被害者の個人写真の使用を自粛すること自体が、ある種の差別意識を内包しているという指摘として捉えることができる。薬害サリドマイドの場合、先天性四肢障害をもたらすなど、身体的な特性でありながら「機能障害」とみなされる可視的なインペアメント (impairment) が写真に映し出される可能性があり、それが写真の採否に影響しているともいえる。

さらに、事情を知る当事者委員から、意見書が出された経緯について次のような説明が行われている。

当時の議論としては、全面的にこの写真を使ったらどうかの議論でした。それについてはいろいろな意見があって、当時はいしずえさん(サリドマイド福祉センター)だけだったのですが、ほかの障害者団体はどう考えているのかという議論もあって、それはいしずえのほうで、ここにも連名で出している先天性四肢障害児父母の会の方々とも議論したら、それはやはり障害者の写真がどんと載ることがむしろ差別を助長するという考え方は違うのではないかということで、いしずえだけではなくて、障

害者団体も同じ意見でしたので、それだったらいいのではないかという話になっているわけです。

(第11回検討会 議事録：花井十伍委員)

薬害サリドマイドの被害者団体は、関連する障害者団体にも意見を求めており、写真に対する認識や使用について合意を得たうえで意見書を提出していたことがわかる。検討会での議論の末、最終的に、薬害被害者から提供された複数の個人写真が、改訂版の冊子の表紙デザインに採用されるに至った。

4-4. 考察

ここでは、薬害を受けた人々の個人写真が見る者にどのような読解をもたらすのかということが議論的となっている。いかえれば、写真〈が〉伝える薬害イメージとはいかなるものかということを相互に問うている。先の例にみられるように、個人の生を映し出す写真が、「悲惨な写真」として意図せず読解されることもあるかもしれない。しかし、個人写真が与える薬害イメージに対して、関係者は、多様な読みの展開もある程度織り込み済みで、その先の教育現場における指導力に期待を寄せている¹²⁾。

表紙デザインについてあらためて比較すると、新聞記事のコラージュ画像は、薬害事件という社会問題化された現象を象徴しているようにみえるが、一人ひとりの「個人的な経験」は捨象されてしまう。薬害という社会的な現象を「個人的な経験」から理解するというアプローチにおいて、個人写真はその解釈に手がかりを与えてくれる可能性がある。

5. おわりに

最終的に、副教材の改訂版において、「サリドマイドの男の子」の写真と「サリドマイド被害者」(増山ゆかり氏)の乳幼児期の写真は、それぞれ2カ所に掲載されている。これらの写真をどう読むのか。可視的なインペアメント (impairment) が写真に映し出されることを意図して、副教材では戦略的に提示しているかのようにもみえる。しかし、増山ゆかり氏は、2016年に開催された第42回日本保健医療社会学会大会で、サリドマイドは「実は手が短い病気ではない」「薬によってありとあらゆるところの短形成を起こす病気であり、心奇形、肺の奇形、消化器官の奇形欠損」であると明言している (伊藤 2017: 36)。伊藤が指摘するように「氏が薬害経験として語ったのは、家族とのことや周囲との人間関係の歴史」であり、「氏の人生と同義」であった (伊藤 2017: 36)。副教材に掲載されている増山氏の写真をよく見ると、背後に白衣を着ている看護師らしき人物が写る。「被害者の声」に綴られた「親元を離れて病院や施設で暮らさなければならなかった人」がいるという増山氏の記述と照らし合わせながら、この写真を見ることもできよう (中塚 2017)。

じつは、もう一枚、副教材のなかで2カ所に掲載されている写真がある。「誓いの碑」の

写真である。厚生省（現厚生労働省）の前庭に「誓いの碑」が建立されたのは、1999年8月24日である。厚生省は、サリドマイド、スモン、HIV感染など医薬品により生じたさまざまな被害（いわば薬害）に対して反省と謝罪を行い、再びそうした事態を発生させることのないよう医薬品の安全性・有効性の確保に最善の努力を重ねていくことを誓った。その前日に行われた薬害根絶フォーラムのテーマは「薬害と教育」であった。毎年8月24日を「薬害根絶デー」とし、薬被連は厚生労働省と文部科学省との交渉を行っている。「被害者が薬害の教訓を活かして欲しいと祈念するとき、それは制度的問題だけではなく、被害者が生きてきた経験そのものを知り、行動して欲しいという願いを含意する」（花井 2017：7）という薬害被害者による記述に、薬害教育の推進に対する思いが込められているといえる。

[注]

- 1) 本稿では、副教材の制作過程における発言力の強さから、花井十伍委員の発話の引用が多くなる結果となった。花井委員（特定非営利活動法人ネットワーク医療と人権）は、全国薬害被害者団体連絡協議会の代表世話人も務めている。
- 2) 「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」(2008(平成20)年5月～2010(平成22)年4月は、①薬害肝炎事件の検証と、②再発防止のための医薬品行政のあり方の検討を目的として発足した。「薬害肝炎」とは、フィブリノゲン製剤や血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎ウイルス感染被害のことである。
- 3) 薬害教育検討会が取り組むべき課題は、おもに2点である。第1に、「初等中等教育において薬害を学ぶことで、医薬品との関わり方を教育する方策を検討する」ことである。第2に、「幅広く社会の認識を高めるため、薬害に関する資料の収集、公開等を恒常的に行う仕組み（いわゆる薬害研究資料館など）を設立」することである。いいかえれば、①「薬害教育・医薬品評価教育」の推進と、②「薬害研究資料館の設立」である。
- 4) 議題に応じて、薬害事件の関係者や各分野の専門家を参考人として招き、情報の共有や意見交換を行っている。
- 5) 運動の前史には、教科書のなかの「薬害」に関する記述に対して、文部省（当時）が検定意見をつけたことにより、「薬害」に関する記述が出版社により削除されてしまうという動きがあった。そうした動向に対して、薬害被害者団体は抗議し、「薬害」の学習を学校教育に盛り込むよう教科書を作成する際の基準となる学習指導要領等の改訂を求めた（全国薬害被害者団体連絡協議会編 2000）。
- 6) 2018（平成30）年7月に告示された高等学校学習指導要領では、「現代社会」が廃止され、「公共」が新設された。「公共」「政治・経済」ともに高等学校学習指導要領解説で「薬害問題」を扱うことが明記されている。また、高等学校学習指導要領解説（公民編）の「各教科等に関係する教材や資料集等について」において、文部科学省ホームページ内にある「各教科等に関係する教材や資料集等のウェブサイトについて」（<http://www.>

mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1394142.htm) で、「薬害に関する教育」が参照できることが記されている。

- 7) 「薬害問題」について明記されているのは、高等学校の学習指導要領解説であるため、検討会の委員からも薬害教育を中学校の社会科の授業に組み込むには「根拠が薄い」と指摘されている（第1回検討会 議事録）。
- 8) 学習指導要領およびその解説では、社会科系科目と保健体育では、薬害や医薬品の取り扱いが異なっている。社会科系科目では医薬品を生産・消費する個人と社会という観点から薬害を学習するのに対し、保健体育では医薬品の作用や使用法の理解という観点から薬害を学習することが目指される。

「薬害」については、「消費者に関する問題」と関連して、「薬害問題を扱い、行政や企業の責任にも触れるようにする」と明記された。つまり、「薬害問題」は、現代の経済社会の仕組みやその活動と関連して、学習指導要領に位置づけられたといえる。

他方、「医薬品」については、高等学校の「保健体育」において、薬物乱用防止に関する内容と関連づけて取り扱われてきたが、学習指導要領の改訂により、健康の増進や疾病の予防に関する内容と関連づけて学習することになった。また、中学校においても医薬品に関する学習が行われるようになり、中等教育における「系統性のある指導ができるように内容の充実を図った」とされる（第1回検討会 議事録）。

- 9) しかし、社会科より保健体育での利用率が上回る（あるいは薬物乱用等の問題の授業で用いられる）など、かならずしも薬害教育検討会の想定通りに学校現場で活用されているわけではないという実態が、副教材の利用に関するアンケート調査で明らかとなった。そのため、毎年、利用実態を把握し、次年度に向けた取り組みの見直しや、「薬害教育教材の活用の手引」の添付とその改訂、「ワークシート」の配布や「指導計画」「指導案」の共有を行ってきた。逆に、社会科で「消費者の保護」の單元以外の「人権」や「公害」と関連した活用については好例として紹介し、推奨している。
- 10) 副教材を制作にするにあたり参考とされたのは、ハンセン病について学ぶ副教材『ハンセン病の向こう側』であった。これは、中学生を対象に制作・配布されていることや、厚生労働省と文部科学省が連携して作成した小冊子であることから、一種の雛形として提示され、共有されている。ハンセン病の小冊子は、「生徒用」と「指導者用」の二種類があり、「生徒用」は8ページ、「指導者用」は20ページと、それぞれ情報の質や量が異なる。

一方、薬害について学ぶ副教材は、当初からA4サイズで8ページ程度と厚生労働省から指定されていた。ページ数に対する異議はとくになく、限られた紙面のなかで学習内容の検討が進められた。また、ハンセン病の小冊子のように「生徒用」「指導者用」と利用する対象を区別していなかったため、草案で出された構成とデザインは、その両者の視点が混在した形で情報が詰め込まれていた。委員からの指摘を受けて、情報の取

捨選択が行われ、小冊子は「中学生でもわかる内容」が目指された。

- 11) 2004年に発足した、独立行政法人医薬品医療機器総合機構を意味する。
- 12) 副教材をより効果的に活用することを促すため、被害者の語りを動画撮影した映像を視聴覚教材として、2016（平成28）年度から提供し始めている。また、2017（平成29年）度からは、「指導の手引（簡略版）」の制作と配布により副教材の活用を促している。

[文献]

- 花井十伍, 2017, 「薬害の教訓から考える—薬害エイズと血液製剤—」『保健医療社会学論集』, 日本保健医療社会学会, 第27巻2号, pp.1-7.
- 本郷正武, 2017, 「〈薬害〉経験伝承のための医療社会学的検討」『保健医療社会学論集』, 日本保健医療社会学会, 第27巻2号, pp.18-26.
- 伊藤美樹子, 2017, 「看護系研究者としての薬害 HIV 感染患者と調査経験のリアリティ」『保健医療社会学論集』, 日本保健医療社会学会, 第27巻2号, pp.35-37.
- 厚生労働省, 「薬害を学ぼう」, 厚生労働省ホームページ, (2019年10月28日取得, <http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)
- 増山ゆかり, 2017, 「薬禍の風霜—薬害のない世界を求めて—」『保健医療社会学論集』, 日本保健医療社会学会, 第27巻2号, pp.12-17.
- 望月真弓, 2017, 「『薬害を防ぐ社会』に繋ぐ薬害教育」『保健医療社会学論集』, 日本保健医療社会学会, 第27巻2号, pp.27-31.
- 中塚朋子, 2016, 「『薬害』を学ぶための副教材はどのようにして作られたのか——中等教育を対象とした『薬害教育』に関する討議の検討」『「薬害教育」に向けた多声的「薬害」概念の提起』最終報告書（平成25年度～27年度科学研究費補助金〔基盤研究（B）〕, pp.152-169.
- 中塚朋子, 2017, 「当事者による『ビジュアル・メソッド』の活用と『社会学的想像力』の可能性——キャロライン・ノウルズ, ポール・スウィートマン編（後藤範章監訳）『ビジュアル調査法と社会学的想像力——社会風景をありありと描写する』, 日本質的心理学会編, 『質的心理学研究』, 第16号, pp.225-229.
- 大西赤人, 2017, 「『当事者性』の特質と弱点」『保健医療社会学論集』, 日本保健医療社会学会, 第27巻2号, pp.32-34.
- 若生治友, 2011, 「特集 薬害教育への期待 中学生向け副読本発行の経緯と課題」『MERS ニュースレターNo.25』, pp.19-24.
- 山田富秋, 2017, 「〈薬害〉のナラティブ—その共有と継承—」『保健医療社会学論集』, 日本保健医療社会学会, 第27巻2号, pp.8-11.
- 全国薬害被害者団体連絡協議会編, 2000, 『薬害が消される！～教科書に載らない6つの真実～』さいり社.

【謝辞】

本研究は、文部科学省科学研究費補助金 基盤研究（B）17H0259、文部科学省科学研究費補助金 基盤研究（C）（一般）19K02151の研究成果の一部である。研究支援に謝意を表す。

